

北九州市通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成 2 7 年 1 1 月

北九州市

1 プログラムの目的

本市では、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、通学路の安全確保を目的に、きめ細かく通学児童の安全対策を推進するため、市内の全ての小学校区（131 校）の通学路を対象に、学校・地元・警察・行政が協働して安全点検や安全対策を行ってきました。

この結果、要望箇所 2,962 件のうち、2,526 件（85%）で対策が実施されるなど通学路の安全確保に大きく貢献しました。

さらに、危険な箇所を明示した「通学路安全マップ」を各学校・家庭に配布し、学童や市民へ注意喚起を行うなど、通学路の安全確保のための様々な取組を進めてきました。

しかしながら、平成 24 年 3 月に、本市において下校中の児童が死傷する重大事故が発生しました。

さらに、平成 24 年 4 月以降、京都府亀岡市をはじめとして、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けて、平成 24 年度から国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、全国一斉に緊急合同点検が実施されました。

本市においても、平成 24 年 5 月から 8 月にかけて、全ての小学校の通学路を対象に、学校、道路管理者、警察の他保護者などの関係者が連携して緊急合同点検を実施しました。

その結果、対策が必要な箇所として、579 箇所（4.4 箇所 / 1 小学校）が抽出され、これまでにハード・ソフトの両面から、道路管理者や警察などの関係機関が一体となって必要な対策を進めてきた結果、平成 27 年 3 月末までに 541 箇所対策が完了しました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組をより計画的に推進するため、このたび、本市における通学路対策の基本的方針となる「北九州市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 検討体制

「北九州市通学路交通安全プログラム」の策定にあたっては、通学路の安全確保に関わる実務者(学校関係者、道路管理者、交通管理者)が会議を開催し、オブザーバーとして、地元やPTAの代表者の方などに参加していただき、意見を聞きながら検討を行いました。

【通学路交通安全推進会議メンバー】

学校関係者：北九州市小学校校長会長	廣木 雄司
北九州市中学校校長会長	大峯 一純
北九州市教育委員会指導第二課長	平池 秀幹
道路管理者：国土交通省北九州国道事務所交通対策課長	松永 鉄治
北九州市建設局道路計画課長	喜洲 淳哉
交通管理者：北九州市警察部機動警察隊特別機動取締班長	米谷 功

【オブザーバー】

地 元：北九州市自治会総連合会副会長	古川 充教
保 護 者：北九州市PTA協議会監事・教育環境委員長	曾我部 駿介
そ の 他：北九州市安全・安心都市整備課長	松本 公行

事 務 局：北九州市教育委員会指導第二課
北九州市建設局道路計画課
北九州市警察部機動警察隊特別機動取締班



3 本市における通学路の現状と課題

(1) 通学路の現状

通学路の指定の考え方

- ・通学路については、児童生徒の登下校時の安全を確保する目的から、各学校の校長が交通事情の変化を考慮し、学期始め等必要な時期に、交通環境の調査を行い、指定しています。
- ・その際に、1日に概ね児童生徒40人以上が通行する道路及び学校より1km以内の区域で、児童生徒の安全を特に確保する必要がある道路を目安としています。

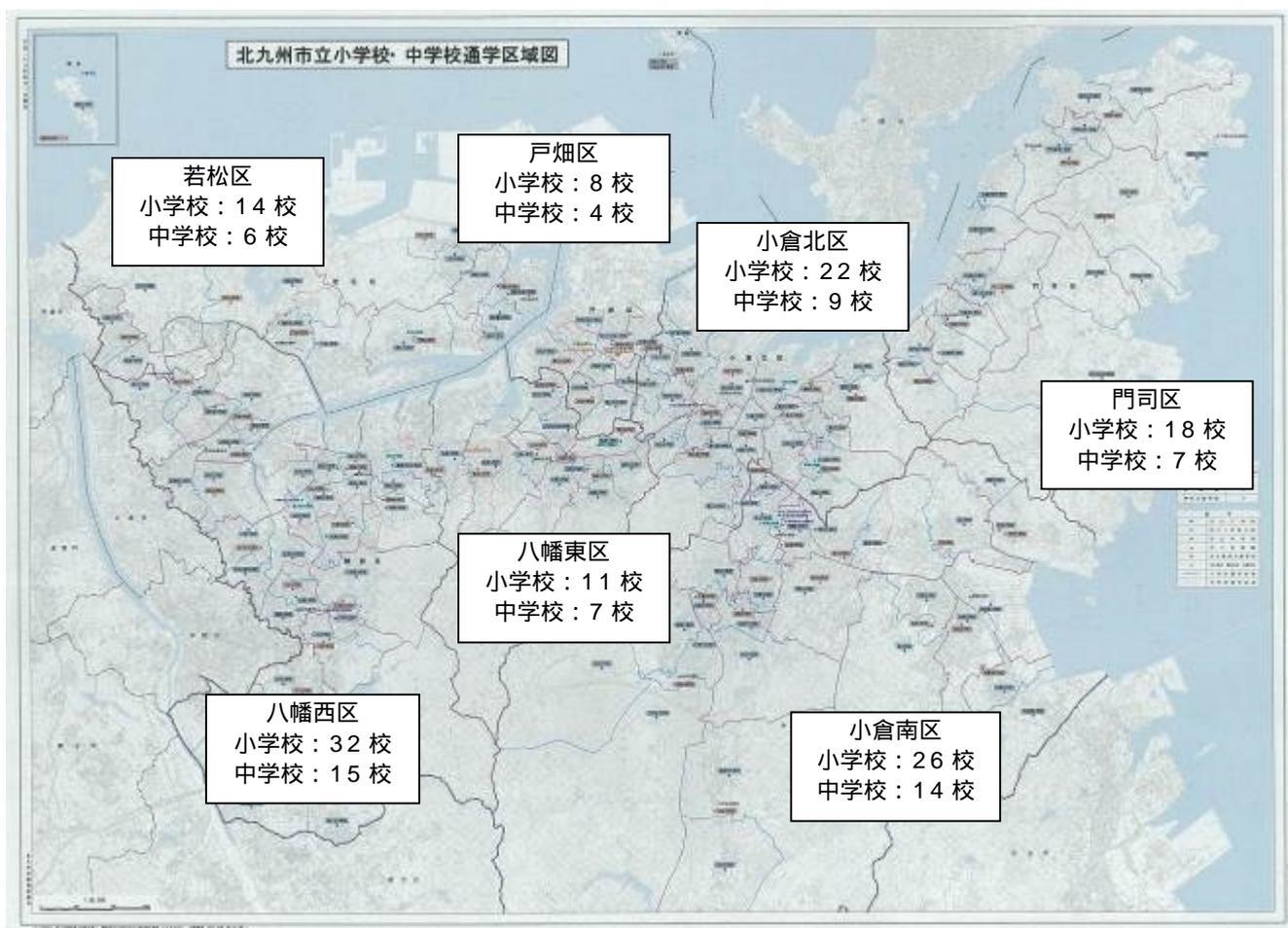
通学路の指定状況

- ・現在の市内の学校数、通学路の延長は以下のとおりとなっています。

小学校：131校 約720km

中学校：62校 約520km

【北九州市内の小中学校の分布】



(2) 通学路の安全確保に関する取組の現状と課題

過年度の取組状況

- ・本市では、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、通学路の安全確保を目的に、きめ細かく通学児童の安全対策を推進するため、市内の全ての小学校区（131 校）の通学路を対象に、学校・地元・警察・行政が協働して安全点検や安全対策を行ってきました。
- ・この結果、要望箇所 2,962 件のうち、2,526 件（85%）で対策が実施されるなど通学路の安全確保に大きく貢献しました。
- ・さらに、危険な箇所を明示した「通学路安全マップ」を各学校・家庭に配布し、学童や市民へ注意喚起を行うなど、通学路の安全確保のための様々な取組を進めてきました。
- ・このような取組を積極的に進めてきた結果、平成 14 年から平成 23 年までの 10 年間で子どもが関連した歩行者の事故が約 4 割削減できました。

市内の全131小学校区を対象に通学児童の安全対策を実施！

●通学路安全点検の様子



<関係機関>

●安全対策の実施



●通学路安全マップの作成



【通学路安全マップの例】



平成 24 年度に実施した緊急合同点検の結果と取組状況

- ・しかしながら、平成 24 年 3 月に、本市において下校中の児童が死傷する重大事故が発生しました。さらに、同年 4 月以降、全国でも登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、学校、道路管理者、警察の他保護者などの関係者が連携し、全国一斉に緊急合同点検が実施されました。
- ・本市においても、平成 24 年 5 月から 8 月にかけて、全ての小学校の通学路を対象に、関係者が協働して、通学路の緊急合同点検を実施しました。
- ・その結果、対策が必要な箇所として、579 箇所（4.4 箇所 / 1 小学校）が抽出され、これまでにハード・ソフトの両面から様々な対策を進めてきた結果、平成 27 年 3 月末までに 541 箇所に対策が完了しました。
- ・歩道整備等の際に、用地買収を伴うなど事業期間が長期となる箇所については、引き続き対策を推進していくこととしています。

【平成 24 年度緊急合同点検に基づく対策の進捗状況(H27 年 3 月末現在)】

		道路管理者	警察	その他 (教育委員会)	合計
門司区	対策済み箇所	22	38	7	67
	対策必要箇所	22	38	7	67
小倉北区	対策済み箇所	77	19	9	105
	対策必要箇所	78	19	9	106
小倉南区	対策済み箇所	108	15	2	125
	対策必要箇所	118	35	2	155
若松区	対策済み箇所	26	7	4	37
	対策必要箇所	26	7	4	37
八幡東区	対策済み箇所	55	17	8	80
	対策必要箇所	56	18	8	82
八幡西区	対策済み箇所	63	13	12	88
	対策必要箇所	66	14	12	92
戸畑区	対策済み箇所	30	5	4	39
	対策必要箇所	30	6	4	40
合計	対策済み箇所	381	114	46	541
	対策必要箇所	396	137	46	579

現在の取組の流れ

- ・本市では、通学路の安全確保を図るための取組として、毎年 5 月頃に教育委員会が各小中学校に対して「通学路の安全確保に関する調査」を行い、通学路の改善要望を取りまとめの上、道路管理者や交通管理者などの関係機関に対し改善依頼が行われ、必要な対策が実施されています。

課題

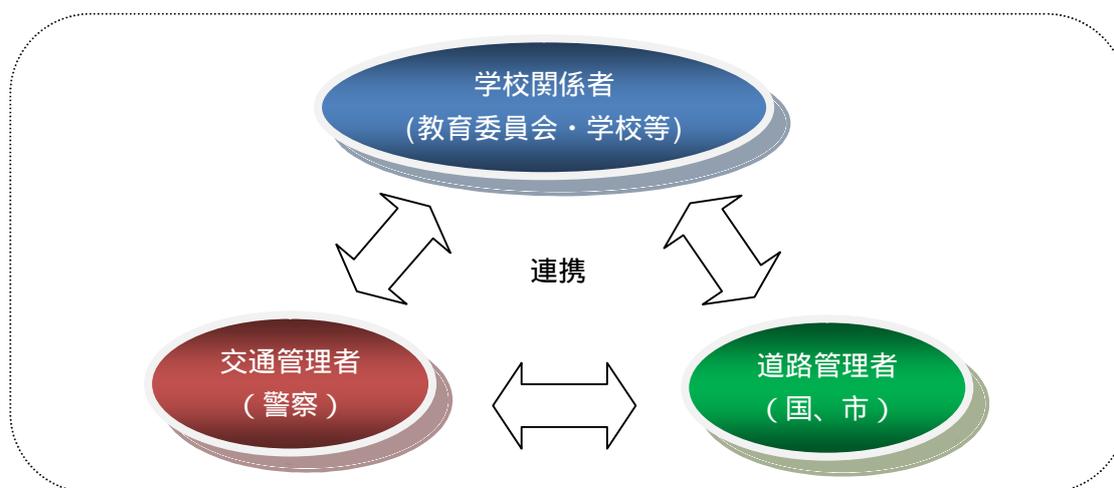
- ・このように、通学路の安全対策を推進するための基本的な業務フローは構築されているところですが、現在の業務フローは、関係機関が対策を行うところで完結しており、P D C A サイクルになっていません。
- ・そのため、要望のあった学校に対して取組結果等の情報がフィードバックされておらず、関係者間で情報の共有化が図られていない等の課題があります。

4 取組方針

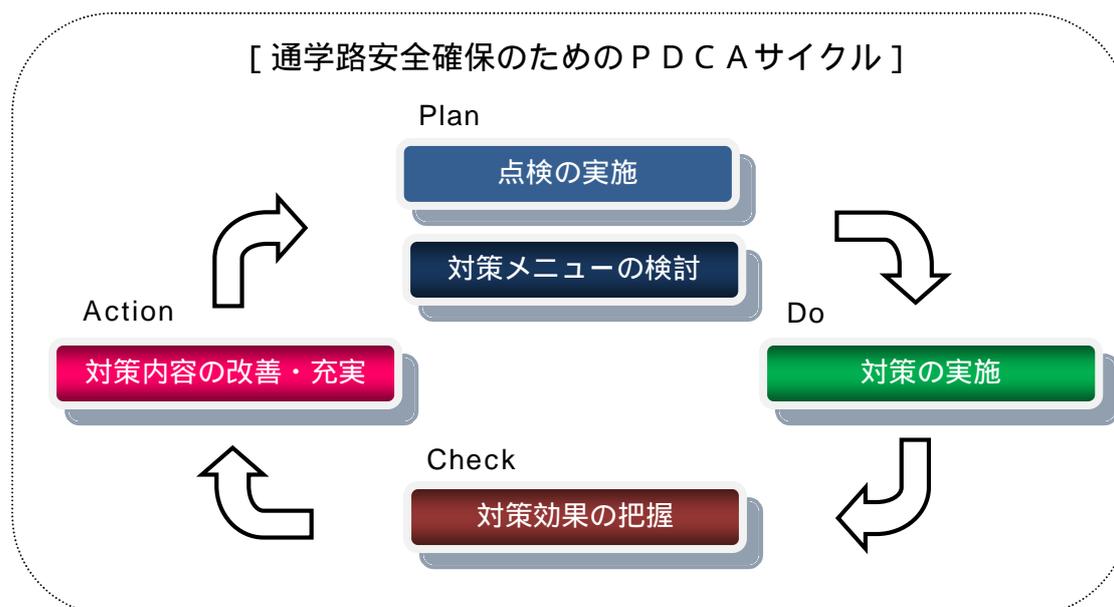
(1) 基本的な考え方

将来にわたり、継続して登下校中における児童生徒の安全確保を図るため、関係者が連携して通学路の点検を行うとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

通学路の点検にあたっては、これまで毎年実施してきた個別点検（道路管理者や交通管理者が教育委員会からの要望を受けて個別に点検）に加えて、一定のルールに基づいて、学校、保護者、道路管理者、交通管理者、自治会等が参加する合同点検を実施します。



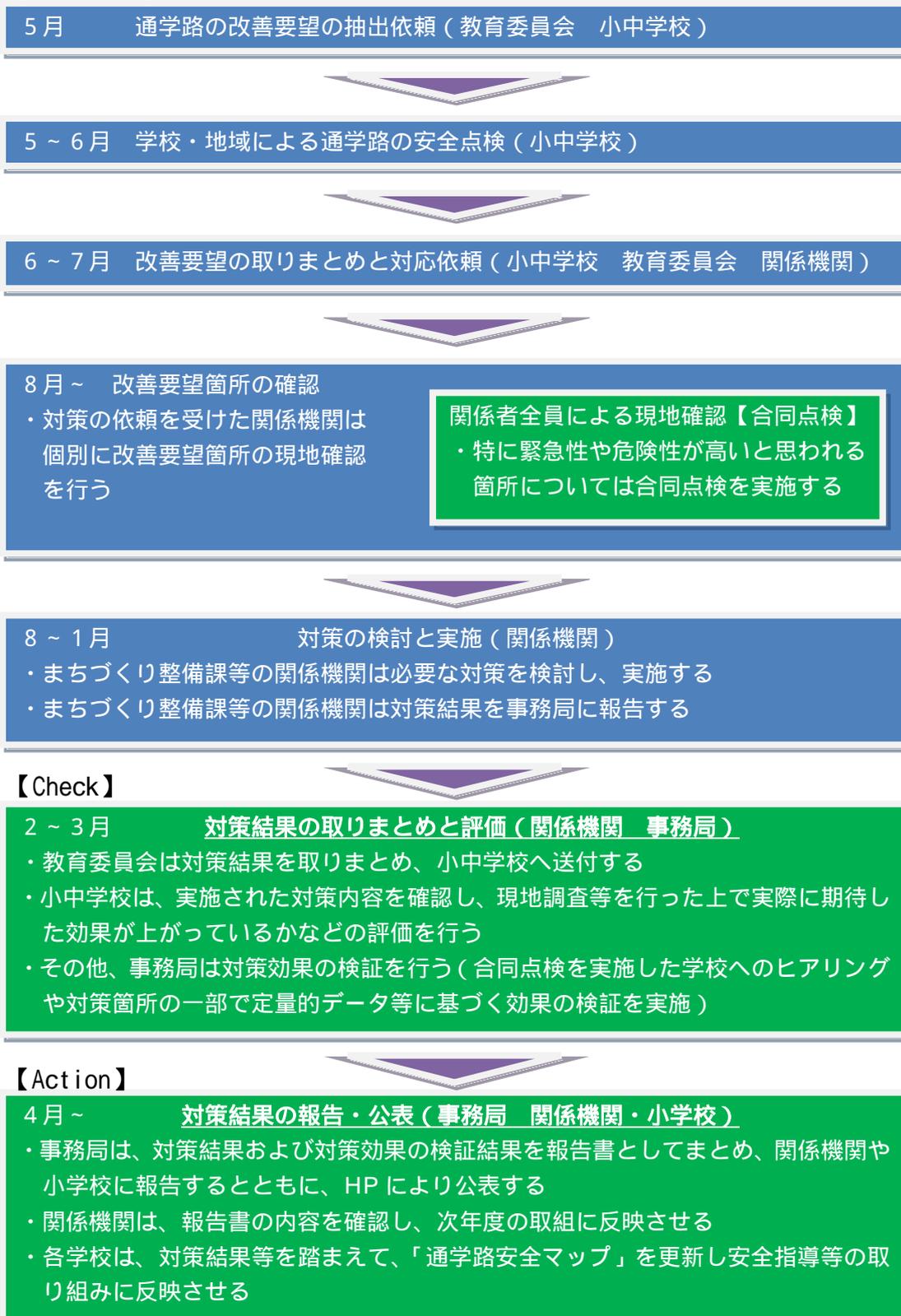
これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 取組の流れ (P D C A サイクル)

これまでの取組の流れを活かしながら、合同点検や対策実施後の評価等を盛り込んだP D C Aサイクルを構築します。

【Plan・Do】



青はこれまでの取組で、緑は新たに追加する取組

(3) 学校・地域による通学路の安全点検

- ・改善要望箇所抽出にあたり、小中学校の実務者は、PTAや自治会等地域の代表者と連携し、実際に通学路を歩いて安全点検を行います。

(4) 改善要望箇所の点検について

基本方針

- ・道路管理者、交通管理者等は、小中学校による点検の結果を基に、対策の実施に向け、個別に現地の確認等を行います。
- ・現地確認にあたり、特に緊急性や危険性が高い箇所等については、必要に応じて関係者全員で現地の状況を確認(合同点検)することとします。

合同点検について

< 基本的な考え方 >

- ・全ての小中学校が概ね5年に1度は合同点検の機会が得られるよう、各区の小中学校をグループ化して合同点検を実施することを基本とします。

ただし、

重大事故等が発生した場合

開発等により通学路環境に著しい影響が予想される場合

学校から早期の合同点検実施の要望があった場合

など、緊急に点検する必要性が生じた時は、グループに関係なく随時合同点検を実施することとし、必要に応じて関係機関が対策を講じます。

また、特に緊急を要するため、合同点検を実施する時間的な余裕がない場合は、各関係機関において適宜点検を行い対策を実施することにより、早急に通学路の安全確保を図ります。

< 合同点検箇所の選定方法 >

- ・教育委員会は5月に、合同点検の対象年度に該当するグループの学校に対し、「合同点検希望調査」を実施します。
- ・合同点検を希望する学校は、事前点検の結果を踏まえ、「合同点検希望箇所」を選定してこれに応募します。
- ・事務局は、各校が選定した「合同点検希望箇所」を確認し、この中から「合同点検実施箇所」を決定します。(八幡西区・小倉南区・小倉北区は5箇所程度、門司区・若松区・八幡東区・戸畑区は2~3箇所)

< 合同点検の実施方法 >

- ・「合同点検実施箇所」となった学校の実務者は、関係者と実施日時等について調整を行い、合同点検を実施します。実施時期は、夏休み期間中の8月頃に実施します。

< 合同点検の結果報告と情報共有 >

- ・合同点検を実施した学校は、合同点検の結果(実施日時、参加者、対策方針等)を事務局に報告します。
- ・事務局は、関係機関に合同点検結果を伝達し、情報の共有化を図ります。

(5) 対策の検討と実施

- ・改善要望箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制・交通安全教育や登下校安全指導のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・対策の実施に当たっては対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

ハード対策（道路管理者）

- ・歩道設置、防護柵設置、路側帯のカラー化、路面標示など、道路管理者として必要な対策を実施していきます。

対策前



対策後



【路側帯のカラー舗装化】



【イメージハンプ】



【防護柵設置】



【交差点カラー化および路面標示】

ハード対策（交通管理者）

- ・通学路となっている交差点等において、信号機や横断歩道の設置など、交通管理者として必要な対策を実施していきます。



【信号機の設置事例】



【横断歩道の設置事例】

ソフト対策（スクールヘルパーや地域による見守り活動等）

- ・全小学校で、「生活安全パトロール隊」による登下校時の見守りや交通安全指導、下校時に子どもを自宅に送り届けるなどの見守り活動を行っています。
- ・様々な知識や経験を持った地域の人材を「スクールヘルパー」として登録し、ボランティアとして学校で校内巡視や子どもの相談対応などの活動をしていただきます。



- ・その他、学校においては、体育科・保健体育科の「交通事故の防止」の学習の中で、交通安全教育を計画的に実施していきます。
- ・さらに、児童生徒自らが道路通行上における危険予知や回避の方法について理解し、道路を安全に歩行できるようにするため、警察や交通安全協会等の協力を得ながら「交通安全教室」を全小学校で実施していきます。

(6) 取組結果の取りまとめと効果の把握

取組結果の取りまとめと学校からの意見聴取

対策を実施した関係機関は、結果を対策一覧表に記載し、教育委員会が取りまとめて各学校に配信します。

各学校は送付された対策一覧表に、関係機関が実施した対策等に対する意見を記入し、教育委員会に戻します。

特に、合同点検を実施した小学校については、対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童生徒が安全になったと感じているか等を確認するため、教育委員会が学校へのヒアリングを実施します。

定量的データに基づく効果の検証

事務局は、各学校から提出される改善要望箇所の中から、定量的データに基づく効果測定が可能であり、検証することで類似の課題に応用可能と思われるものについては、事前調査と事後調査を行った上で、効果の検証を行います。

【効果検証の事例】

- ・ 歩行者空間整備前後の車両と歩行者の離隔の測定など

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

各学校は、対策実施後の状況を踏まえて、「通学路交通安全マップ」の更新を行い、児童生徒の見守り活動を充実していきます。

(8) 対策結果、効果検証結果の公表

事務局は、対策一覧表、対策箇所図及び合同点検結果を報告書としてまとめ、関係者間で情報の共有化を図ります。

報告書は、市のホームページで公表します。